

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示	1
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七七六)……………	1
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七七七)……………	1
参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任(七八)……………	2
参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任(七九)……………	2
参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時(八〇)……………	2
参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時(八一)……………	2
参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(八二)……………	2
参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(八三)……………	2
参議院秋田県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時(八四)……………	2
参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時(八五)……………	3
参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(八六)……………	3
選挙長告示	3
参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(一)……………	3
参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時(二)……………	3
選挙分会長告示	3

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(一)…………… 3

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時(二)…………… 3

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 一 五十分の一の数 一九、三二八
- 二 三分の一の数 二二七、七二六

秋選管告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、八〇二
能代市	一四、七五〇
横手市	一〇、九五七
大館市	一八、一七六
本荘市	一一、一五四
男鹿市	八、三九四
湯沢市	九、三七四
大曲市	一〇、六八〇
鹿角市鹿角郡	一一、六三一

北秋田郡 一八、〇〇九
 山本郡 一三、三六一
 南秋田郡 一九、九二四
 河辺郡 五、二一六
 由利郡 二〇、八九六
 仙北郡 三二、七六一
 平鹿郡 一八、四九六
 雄勝郡 一一、五四二

秋選管告示第七十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十一条の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 選挙長

秋田市泉中央四丁目二十一番二十号

加藤 堯

二 選挙長の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目六番十号

岩本 孝一

秋選管告示第七十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十一条の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 選挙分会長

秋田市山王六丁目十九番十号

小野 康雄

二 選挙分会長の職務を代理すべき者

秋田市千秋矢留町八番二十一号

藤井 一徳

秋選管告示第八十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁
 二 日時 平成十六年七月十四日 午前九時三十分

秋選管告示第八十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁
 二 日時 平成十六年七月十四日 午前九時四十五分

秋選管告示第八十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定による平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局
 二 日時 平成十六年六月二十六日 午前十時三十分

秋選管告示第八十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定による平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務局
 二 日時 平成十六年六月二十八日 午後六時三十分

秋選管告示第八十四号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成十六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における

各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 二 日時 平成十六年六月二十四日 午後五時三十分

秋選管告示第八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定による平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 二 日時 平成十六年六月二十四日 午後六時

秋選管告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条第一項及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二百二十七条第一項の規定による平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第九十六条の規定に基づき、告示する。

平成十六年六月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

候補者一人につき 三六、二六一、六〇〇円

選挙長告示

選挙長告示第一号

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 加藤 堯

- 一 平成十六年六月二十四日正午前 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁
- 二 平成十六年六月二十四日正午以後 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院秋田県選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

参議院秋田県選出議員選挙選挙長 加藤 堯

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 二 日時 平成十六年七月九日 午前八時三十分

選挙分会長告示

選挙分会長告示第一号

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 小野 康雄

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙分会長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、平成十六年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年六月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長 小野 康雄

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室
- 二 日時 平成十六年七月九日 午前八時四十五分

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄